

★ お 知 ら せ

○ 権利異動等の届出について

相続や売買などにより、所有権を移転された方は、所定の「所有権移転届出書」と「全部事項証明書」を、ご提出頂きますようお願いいたします。

○ 転居等によりご住所を変更された方へ

転居等によりご住所を変更された方は、「住所等変更届出書」と新しい住所を記載したもの（住民票の写しなど）を、ご提出いただきますようお願いいたします。

○ 土地区画整理法第 76 条申請について

換地処分の公告の日まで、土地区画整理事業地内において以下の建築行為等を行う場合には、日進市長の許可を得る必要があります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

建築行為等を行う場合の申請など手続きの詳細について、必ず組合事務所までお問合せいただきますようお願いいたします。

（組合事務所）

〒470-0122 日進市蟹甲町池下 213-1

あいち尾東農業協同組合 中部資産管理センター内

担当： 村田

TEL0561-75-0720 FAX 0561-74-1662

*都合により担当が不在になることがありますので、ご来所の際には、事前にお電話いただきますようお願いいたします。

日進折戸鎌ヶ寿土地区画整理組合

組 合 だ よ り

第 3 号 令和 7 年 3 月 発行

発行者 日進折戸鎌ヶ寿土地区画整理組合

ご あ い さ つ

理 事 長 村 瀬 正 光

春分の候、組合員の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、日進折戸鎌ヶ寿土地区画整理事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合は、令和 5 年 9 月 15 日より施工していました令和 5 年度基盤整備工事も完了し、令和 7 年度においては、換地処分に向けての手続きを進めてまいります。

今後も、土地区画整理事業が早期に完了できるよう努めてまいりますので、組合員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

★ 工事について

令和 5 年 9 月 15 日に工事着手した地区全域を施工する令和 5 年度基盤整備工事は、令和 7 年 3 月 14 日に完了しました。

〔施工状況写真〕



★ 総会の開催状況について

組合だより第2号で報告以降に、2回の総会を開催し、すべての議案について原案のとおり可決されました。

第8回総会（令和6年10月16日）
議案：第1号議案 令和5年度事業報告書及び収入支出決算書並びに財産目録の承認について
第2号議案 保留地処分規程の制定について

第9回総会（令和7年 3月19日）
議案：第1号議案 令和7年度収入支出予算について
第2号議案 定款の変更について

★ 事業の工程について

令和7年度において、境界杭の設置を行い、仮換地の使用収益を開始します。使用収益の開始後は、仮換地での建築等使用することが可能となります。使用収益開始にあたっては、令和7年6月下旬ごろに使用収益開始通知書を組合員の皆様に発送いたします。

また、換地処分に向けて、愛知県より事業計画の変更認可、換地計画の認可をいただけるよう手続きを進めてまいります。換地計画の手続きにおいて、組合員の皆様に面積や、地番などの説明を行いますので、ご案内が届きましたら、ご出席いただきますようお願いいたします。

事業行程は、次のとおり予定しております。なお、諸般の事情により変更となる場合がございますので、ご承知おき下さい。

■事業行程表（予定）

年・月 項 目	令和6年度	令和7年度												摘 要
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R8.1	2	3	
出来形確認測量	●			→										
使用収益開始				◎										
保留地処分	●			引渡 →◎										
定 款 変 更	総会 ○●	本申請	認可 →◎											
事業計画変更					●	事前協議	総会 ○	本申請	縦覧	認可 ◎				
換 地 計 画					●	事前協議				総会 ○	縦覧(個人説明)	本申請	認可 ◎	■換地処分公告 令和8年5月予定
公共施設管理引継										●	本申請	現場確認	→	■公共施設管理引継 (帰属) 令和8年5月予定
総 会	○						○			○			○	

★ 仮換地の変更等について

組合員の皆様の事情により分合筆など仮換地の変更の必要が生じた場合は、組合事務所までご相談ください。

また、組合員の皆様による土地の権利等に係る手続きの際に仮換地証明書や敷地地番該当証明書等が必要となる場合があります。その場合は、各種証明を組合事務所にて発行しますので、お申し出ください。

証明を必要とされる方は、認印をご持参いただきますようお願いいたします。なお、組合員ご本人様以外がお申し出される場合は、委任状をご持参くださいますようお願いいたします。

各手続きには、費用が必要なものもございますので、下表を参考に組合事務所までお申し出ください。ご来所の際には、必ず事前にお電話いただきますようお願いいたします。

〔各種手数料等の一覧表〕

内 容		申 請 者	手 続 き	負 担 費 用	摘 要
諸 証 明	仮換地証明書 保留地証明書 敷地地番該当証明書 その他の証明書	本 人 (代理人の場合は委任状)	組合にある所定の用紙	無料	*証明発行を希望される場合は、事前に組合事務所までご連絡ください。 *内容確認のために、即日にお渡しできない場合もございますので、ご承知おきください。
仮換地変更	分 筆 交 換 (合意によるもの)	本 人 本 人 関係者全員	書 面 申 請 (様式あり)	1件につき 30,000円	費用の負担は、原則として原因者負担とする。 ただし、次の事項については本人負担を免除し、組合が負担することができる。 ① 組合の都合で仮換地等を変更・分割するもの。 ② その他、役員会で特に認めたもの。
	変更に伴う書類の作成のみで換地計算や画地計算の伴わないもの	本 人	書 面 申 請 (様式あり)	1件につき 10,000円	
仮換地分割調整計算		仮換地分筆時の申請による (本 人)	仮換地変更手続きにより受諾	2分割 20,000円 以降1分割増毎に 10,000円	
仮換地変更杭測設		仮換地分筆時の申請による (本 人)	仮換地変更手続きにより受諾	1画地2本当たり 50,000円 同一画地で1本増毎 20,000円	本人の都合で、既設の杭を復元する場合も同様の金額とする。 ※コンクリート杭
従前地分割調整計算 (土地家屋調査士業務)		仮換地分筆時の申請による (本 人)	従前地分割調整計算が必要か否か、申請により判断。必要な場合は、組合より分筆面積を指示。	調査士報酬基準による(本人交渉)	
事業計画概要書		本 人		無料	